

令和2年度

長岡市

未来を創る市民活動 応援補助金（未来共創補助金）

長岡の未来を創る市民のみなさんの活動を応援します！

この補助金は、未来にわたり誰もが安心して心豊かに暮らし続けられる長岡を市民協働により実現することを目的に、市民団体等が主体的に取り組む活動に対して、その経費を補助するものです。

長岡の未来を創るために地域の課題を解決したり住民ニーズに対応したりする取り組みの実現や、まちづくりを担う市民団体等の基盤強化を、資金面から応援します。

実施に当たっては、「ながおか市民協働センター」が企画段階からきめ細かいサポートを行いますので、お気軽にご相談ください。

申請期間 令和2年4月1日から令和2年11月30日まで
※申請額が予算に達し次第、受付を終了します。



長岡市

市民協働推進部 市民協働課

対象となる団体、事業

市民団体等*が長岡の未来を考え、その実現に向けて主体的に取り組む公益事業
(交付申請日以後の日で、令和2年4月1日～令和3年3月31日に実施するもの)

*成人(満20歳以上)である責任者を有し、2人以上で構成されている団体で、NPO法人等法人格を有する団体のほか、サークルや一時的な目的を持って設立された実行委員会なども含まれます。



※次のような事業は対象外となります

- ・営利を主目的とするもの(当該事業により得た利益の配分を目的とするもの)
- ・政治・宗教に関わるもの
- ・特定の事業の反対運動を目的とするもの
- ・国・県・市から補助や委託等を受けるもの
- ・団体の恒常的な経費不足の補てんを目的とするもの
- ・主たる事業効果が本市の区域外で生じるもの

補助金額

補助対象経費について**10万円**までは**全額** **10万円**を超える部分は**80%**
(上限**50万円***、1,000円未満切り捨て)

*以下の要件を備えた団体が実施し、高い公益性や波及効果などが認められ、将来自立して長岡の目玉となり得る事業については、100万円を上限に補助する場合があります。

- ・申請日時点において3年以上の活動実績を有する
- ・前年度の予算規模が20万円以上である

【補助対象経費】 事業に直接必要な経費

- 【補助対象外経費】
- ▶ 団体の維持管理、運営に関する経費
例) 事務所の家賃・光熱水費、加盟団体への会費、事務局員の人件費
 - ▶ 団体の経常的な活動に要する経費、又は区別が難しい経費
例) 日常業務のための文具代・備品購入費、会員への郵送料、移動に係る燃料費
 - ▶ 団体構成員又は事業実施団体及びその関連団体に対する経費
例) 会員への謝礼・人件費、会報の印刷費
 - ▶ イベントや大会などの参加者に還元されるものに関する経費
例) 持ち帰りできる作品の材料費、入賞者への賞品・トロフィー等の購入費
 - ▶ 準備、打ち合わせ、練習等に関する経費
例) 事業の打ち合わせ時の飲食費、資料代、交通費

◆上記は対象・対象外経費の一例ですので、詳しくはご相談ください。

申請方法

- 【申請書類】 ①補助金申請書（必須） ②会則等の規約又はそれに類する書類*
③前事業年度の収支決算書* ④構成員名簿* ⑤その他参考資料
*②・③・④は、50万円を超える申請を行う場合に必須となります。

- 【申請受付】 **年5回受付** 概ね事業実施の3か月前を目安に申請してください。
令和2年 ①4月1日（水） ②5月31日（日）* ③7月31日（金）
④9月30日（水） ⑤11月30日（月）
*50万円を超える申請の受付は、事業の実施時期に関わらず5月31日（日）1回のみとなります。

【提出先】 ながおか市民協働センター

- 【留意事項】
- ▶ 申請書をご提出いただく前に、事前相談をさせていただきますので、お早めにスタッフにご相談ください。特に、50万円を超える申請をご検討の場合は、必ず事前相談を受けてください。
 - ▶ 申請書の書き方から事業の実施までスタッフがご相談に応じます。
 - ▶ 申請額が予算に達し次第、受付を終了し、その後の審査会は実施しません。

審査方法

審査員による書類審査

- ▶ 公益性・実現性・波及効果・発展性などの観点により、市民活動経験者や学識経験者等からなる審査員が審査を行います。（なお、50万円を超える申請については、プレゼンテーションにより事業説明をしていただきます。）
- ▶ 審査により、補助金額は申請額に満たない場合があります。
- ▶ 審査結果は、申請月の翌月末頃に書面にてお知らせします。

実績報告

- ▶ 事業の終了後、概ね1か月以内に、実施結果及び収支決算について実績報告書を提出してください。
- ▶ 報告書には、支出した対象経費の領収証や実施状況がわかる写真等を添えてください。
- ▶ 事業の成果については、公開による事業報告会などで、発表していただくことがあります。

補助金の支払い

原則として団体の口座に振り込みます。支払方法は、後払い（精算）となりますが、費用の立替えが困難な場合は、先払い（概算）も可能です。

情報の公開

事業内容や団体の概要、事業の進捗状況及び結果報告について、長岡市やながおか市民協働センターのホームページ等で公開します。

申請から支払いまでの流れ

事前相談

事業の企画や申請書の作成などについてご相談に応じます。
50万円を超える申請を行う際は、必ず事前相談を受けてください。

申請

事業実施3か月前を目安に、お早めに申請書をご提出ください。
50万円を超える申請は、年1回の受付となりますのでご注意ください。

審査

審査員による審査を行います。
50万円を超える申請については、プレゼンテーションにより事業説明をしていただきます。

結果

申請の翌月末頃に審査結果を通知します。

事業実施

実施までの進捗についてご相談に応じます。

報告

事業終了後、概ね1か月以内に報告書をご提出ください。

補助金支払

団体の口座に補助金が支払われます。（先払い（概算）が必要な場合はご相談ください。）

留意事項

事業内容に大幅な変更があった時や事業が実施できなかった時は、補助金交付の一部又は全部を取消すことがあります。

お問い合わせ
申請窓口

ながおか市民協働センター

〒940-0062 長岡市大手通1-4-10 シティホールプラザアオーレ長岡西棟3階
TEL 0258-39-2020 FAX 0258-39-2900 E-mail kyodo-c@ao-re.jp HP <https://nkyod.org>